



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(水環境課)

一

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども安全課)

一

○母子保健法施行細則の一部を改正する規則 (健康づくり支援課)

(健康づくり支援課)

五

○埼玉県財務規則の一部を改正する規則 (出納総務課)

七

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (南西部振興)

七

○軽油引取税クマリン分析業務委託に関する入札公告 (税務課)

(税務課)

八

○埼玉県電子入札共同システムの機器等の賃貸借に関する入札公告 (入札企画課)

九

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業支援課)

一一

○保安林の指定の解除予定の取消

一一

し

(森づくり課)

一一

○三芳町北松原土地区画整理組合の定款の変更(市街地整備課)

一二

○上尾都市計画事業原市北部第二土地区画整理事業の事業計画の変更認可 ( )

一二

○狭山市都市計画都市再開発方針の決定 ( )

一二

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

一二

○ (東松山県土)

一三

○ ( )

一三

○ (杉戸県土)

一三

規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十七号

埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成十三年埼玉県規則第百号)の一部を次のように改正する。

別表第十二第二号の表の備考一ロ(2)中「及び二に規定する」を「並びに二に規定する所沢三ヶ島工業団地及び」に改め、同備考一ニ中「区域並びに」の下に「所沢市林一丁目」に存する所沢三ヶ島工業団地並びに」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和四十二年埼玉県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

4,800円以下	9,600円以下
4,801円以上	16,800円以下
9,601円以上	24,000円以下
16,801円以上	32,400円以下
24,001円以上	42,000円以下
32,401円以上	92,400円以下
42,001円以上	120,000円以下
92,401円以上	156,000円以下
120,001円以上	198,000円以下
156,001円以上	287,500円以下
198,001円以上	397,000円以下
287,501円以上	929,400円以下
397,001円以上	1,500,000円以下
929,401円以上	1,650,000円以下
1,500,001円以上	2,260,000円以下
1,650,001円以上	3,000,000円以下
2,260,001円以上	3,960,000円以下
3,000,001円以上	
3,960,001円以上	

を

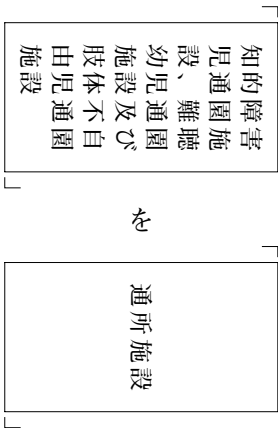
2,400円以下
2,401円以上
4,801円以上
8,401円以上
12,001円以上
16,201円以上
21,001円以上
46,201円以上
60,001円以上
78,001円以上
100,501円以上
190,001円以上
299,501円以上
831,901円以上
1,467,001円以上
1,632,001円以上
2,302,901円以上
3,117,001円以上
4,173,001円以上

「第 改正 同表の備考一中「及び」や「並びに」は、

4,800円以下
8,400円以下
12,000円以下
16,200円以下
21,000円以下
46,200円以下
60,000円以下
78,000円以下
100,500円以下
190,000円以下
299,500円以下
831,900円以下
1,467,000円以下
1,632,000円以下
2,302,900円以下
3,117,000円以下
4,173,000円以下

5条第3項]の「及び第5条の4第6項」や「第 改正 同表の備考一中「、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」や「第2項」や「から第3項まで」は、「並びに第41条の19の3第1項」や「及び第41条の19の3第1項」は、

別表第一中



30,000円以下
30,001円以上
80,001円以上
140,001円以上
280,001円以上
500,001円以上
800,001円以上
1,160,001円以上
1,650,001円以上
2,260,001円以上
3,000,001円以上
3,960,001円以上
5,030,001円以上
6,270,001円以上



様式第八号中										「(あて先)		
1	7	1	1	6	0	1	3	や				
ここに記入。												

様式第九号中 「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」や 「(あて先) 埼玉県 福祉

保健総合センター所長」  
 「居住地」や 「居住地」  
 「氏名」や 「氏名(自署又は記名押印)」  
 「叔父、叔母」や 「伯叔父母」ここに記入。

様式第十号中 「埼玉県 福祉保健総合センター所長 様」を 「(あて先) 埼玉県 福祉

保健総合センター所長」  
 「居住地」や 「居住地」  
 「氏名」や 「氏名(自署又は記名押印)」  
 ここに記入。

様式第二十二号から様式第二十五号までの規定中 「埼玉県知事 様」や 「(あて先) 埼玉県知事」  
 ここに記入。

様式第二十九号中 「埼玉県 児童相談所長 様」や 「(あて先) 埼玉県 児童相談所長」  
 ここに記入。

様式第三十二号中 「児童相談所長 様」や 「(あて先) 児童相談所長」  
 ここに記入。

様式第三十五号及び様式第三十六号中 「児童相談所長 様」や 「(あて先) 児童相談所

長」  
 「お届けし」や 「届け出」ここに記入。  
 様式第四十号から様式第四十三号までの規定中 「埼玉県知事 様」や

「(あて先) 埼玉県知事」ここに記入。  
 「(あて先) 埼玉県知事」ここに記入。  
 様式第四十六号中 「知事 様」や 「(あて先) 埼玉県知事」ここに記入。  
 この注文中 「戸籍謄本」の次に 「(戸籍全部事項証明書)」と記入。

「 様  
 様式第四十八号中  
 申請者住所 氏名  
 被措置児と

児童福祉法施行細則第27条第1項の規定により、被徴収  
 係書類を添えて申請します。

「(あて先) 埼玉県知事  
 埼玉県 児童相談所長  
 埼玉県 保健所長  
 申 氏  
 の続柄 ④ や

額の減免をされるよう関  
 「 児童福祉法施行細則第27条第1項の規定により、  
 関係書類を添えて申請します。

請者住所 名(自署又は記名押印) ここに記入。  
 措置児との続柄

被徴収額の減免を受けたいので、

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の措置に要する費用の徴収から適用し、施行日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成十九年分の所得税又は平成二十年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合において施行日から平成二十一年六月三十日まで間の措置に要する費用を児童福祉法施行細則第二十四条の規定により徴収するときは、当該課税関係が判明するまでの期間、平成十八年分の所得税又は平成十九年度の市町村民税の課税関係に基づき改正前の別表第一の規定を適用する。

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十九号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則(昭和五十二年埼玉県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中

30,000円以下	80,000円以下
30,001円以上	140,000円以下
80,001円以上	280,000円以下
140,001円以上	500,000円以下
280,001円以上	800,000円以下
500,001円以上	1,160,000円以下
800,001円以上	1,650,000円以下
1,160,001円以上	2,260,000円以下
1,650,001円以上	3,000,000円以下
2,260,001円以上	3,960,000円以下
3,000,001円以上	5,030,000円以下
3,960,001円以上	6,270,000円以下
5,030,001円以上	
6,270,001円以上	

を

15,000円以下
15,001円以上
40,001円以上
70,001円以上
183,001円以上
403,001円以上
703,001円以上
1,078,001円以上
1,632,001円以上
2,303,001円以上
3,117,001円以上
4,173,001円以上
5,334,001円以上
6,674,001円以上

40,000円以下
70,000円以下
183,000円以下
403,000円以下
703,000円以下
1,078,000円以下
1,632,000円以下
2,303,000円以下
3,117,000円以下
4,173,000円以下
5,334,000円以下
6,674,000円以下

に改め、同表の備考一中「及び」を「並びに」に改め、「第

5条第3項」の次に「及び第5条の4第6項」や「第5条」同様の趣意の中、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」や「並びに」及び第2項」や「から第3項まで」及び「並びに第41条の19の3第1項」や「及び第41条の19の3第1項」に改めらる。

「氏名 (自署又は記名押印) 〆〆〆〆」  
 様式第一号中 「氏名 (自署又は記名押印) 〆〆〆〆」  
 「乳児との関係」 「乳児との関係」

「局 ( ) 〆〆〆〆」 「氏名 (自署又は記名押印) 〆〆〆〆」  
 様式第二号中 「 ( ) 〆〆〆〆」 「本人との続柄 〆〆〆〆」

「氏名 (自署又は記名押印) 〆〆〆〆」  
 「印」 「本人との続柄 〆〆〆〆」

保健所長 様 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。  
 様式第四号 (裏) 中 「叔父、叔母」 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。  
 「伯叔父母」 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。

「氏名 (自署又は記名押印) 〆〆〆〆」  
 様式第六号中 「本人との続柄 〆〆〆〆」

「本人との続柄 〆〆〆〆」  
 玉県 保健所長 様 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。  
 「(あて先) 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。」  
 玉県 保健所長 様 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。  
 「氏名 (自署又は記名押印) 〆〆〆〆」

「氏名 (自署又は記名押印) 〆〆〆〆」  
 様式第八号中 「本人との続柄 〆〆〆〆」

「(あて先) 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。」  
 玉県 保健所長 様 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。  
 「(あて先) 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。」  
 玉県 保健所長 様 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。

「住所 〆〆〆〆」 「住所 〆〆〆〆」  
 様式第九号中 「氏名 (自署又は記名押印) 〆〆〆〆」  
 保健所長 様 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。  
 「(あて先) 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。」  
 保健所長 様 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。

「氏名 (自署又は記名押印) 〆〆〆〆」  
 様式第十号及び様式第十一号中 「氏名 (自署又は記名押印) 〆〆〆〆」  
 「本人との続柄 〆〆〆〆」 「本人との続柄 〆〆〆〆」

「(あて先) 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。」  
 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。  
 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。

「(あて先) 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。」  
 様式第十四号中 「埼玉県知事 様 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。」  
 埼玉県知事 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。

「(あて先) 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。」  
 様式第十六号中 「埼玉県 保健所長 様 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。」  
 埼玉県 保健所長 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。 〆〆〆〆。

「氏名 (自署又は記名押印) 〆〆〆〆」  
 「印」 「本人との続柄 〆〆〆〆」

附則

施行期日

1 この規則は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後の措置に要する費用の徴収から適用し、施行日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成十九年分の所得税又は平成二十年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合において施行日から平成二十一年六月三十日まで間の措置に要する費用を母子保健法施行細則第十二条の規定により徴収するときは、当該課税関係が判明するまでの期間、平成十八年分の所得税又は平成十九年度の市町村民税の課税関係に基づき改正前の別表の規定を適用する。

4 改正前の母子保健法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則(昭和二十九年埼玉県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

様式第十八号(十二)及び様式第二十一号(二十六)中

		菌冠修復及び欠損補綴			
特別病室使用料	特別	点	特別	菌冠修復及び欠損補綴	点
文書料	文	点	特別	菌冠修復及び欠損補綴	文

に定める。

様式第四十一号(一)中「下記の銀行において」を「次のいずれかの方法で」に、「(取引のある金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く。))にこの通知書、印鑑預金口座に入金することもできます。」

及び通帳を持参し、「1 下記の銀行において現金を受領  
2 取引のある金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く。)」に印鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金」

に「次のいずれかの方法で」に、「(取引のある金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く。))にこの通知書、印鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金することもできます。」

行において現金を受領

る金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を)に

印鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金

様式第四十一号(八)中「下記の銀行において」を「次のいずれかの方法で」に

「(取引のある金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く。))にこの通知書、印鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金することもできます。」

を受領

うちよ銀行及び通帳を持

様式第四十一号(十一)中「下記の銀行において」を「次のいずれかの方法で」

「(取引のある金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く。))にこの通知書、印鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金することもできます。」

において現金を受領

金融機関(ゆうちょ銀行及び郵便局を)に

鑑及び通帳を持参し、預金口座に入金

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用するにと定める。

告示

埼玉県告示第八百九十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部

NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション)(http://www.satamaken-npo.net/)により縦覧に供する。

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年六月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人上福岡明るい社会づくりの会

(変更後) 特定非営利活動法人ふじみ野

明るい社会づくりの会

埼玉県告示第八百九十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年七月一日

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

軽油引取税に係るクマリン分析業務委託 検体1,300本

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成20年8月1日(金)から平成21年3月31日(火)まで

(4) 納入場所

埼玉県総務部税務課

(5) 入札方法

入札金額は、当該業務の契約単価に1,300を乗じた額を記載すること。

三 代表者の氏名  
北沢 紀史夫

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県ふぐみ野市福岡中央二丁目四番二十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数に対し、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の増進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、環境の保全を図る活動、子どもの健全育成を図る活動を行い、地域社会の求める問題と取り組む明るい社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

埼玉県知事 上田 清司

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(3) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(4) 過去に官公庁等と同様の業務について取引実績を有する者であること。

(5) 埼玉県個人情報保護条例(平成16年埼玉県条例第65号)で必要とされる措置を講ずることができる者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課問税担当 宮武 潤平 電話048-830-2659(直通)

(2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県職員会館2階202会議室

イ 日時

平成20年7月7日(月) 午後3時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所  
埼玉県職員会館2階202会議室

イ 日時



平成20年7月18日（金）午後3時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約単価に1,300を乗じた額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に1,300を乗じた額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類を平成20年7月14日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3(4)に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書等による。

埼玉県入札センター

MEIOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり

「競争入札」による。

※ 品目コード：10

埼玉県長 田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県電子入札共同システムの機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年2月1日（日）から平成26年1月31日（金）。ただし、平成21年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削減があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部入札企画課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分「物品

の賃貸」の A 等級に格付けされた者であること。

- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領 (平成 8 年 6 月 13 日付け出物第 180 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領 (平成 19 年 3 月 27 日付け出物第 1153 号) に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) ISMS 認証又はプラ イバシーマークの認定を受けていること。
- (6) 国又は地方公共団体等での類似業務の受注実績があること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

入手手順は、下記のとおり

- (ア) 埼玉県ホームページを開く。
- (イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- (ロ) 埼玉県電子入札総合案内 (工事・物品等) メニュー内の「3 : システム入口」を選択する。

- (ハ) 「入札情報公開システム」を選択する。
- (ニ) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。
- (ホ) 「物品等」を選択する。
- (ヘ) 「1 発注情報の検索」を選択する。
- (ロ) 検索ボタンをクリックする。
- (ハ) 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において交付する (事前に電話により連絡すること)。

(2) 紙媒体の入札書を郵送する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 (3(1)アの場合を含む。)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部  
入札企画課電子入札システム担当 原 佳正、大館 武見 電話 048-830-  
2263 (直通)

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成 20 年 8 月 13 日 (水) 午前 10 時ま  
で

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 20 年 8 月 12 日 (火) 午後 5 時  
まで (必着)

書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時  
埼玉県総務部入札企画課 平成 20 年 8 月 13 日 (水) 午前 11 時  
なお、開札への立会いは、不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に、入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。) 第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成 20 年 7 月 29 日 (火) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

3(2)の提出先まで郵送により提出する。

なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書  
 ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法  
 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格  
 設定しない。
- (8) 手続における交渉の有無  
 無
- (9) 競争入札参加資格の付与  
 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。
- (10) 支払条件  
 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature of Services Required :  
 Lease of the Saitama Prefecture's Electronic Tender System server.
- (2) Time-limit for tender :  
 By the electronic tender system ; By 10 : 00 a.m., August 13, 2008  
 By registered mail must be received ; 5 : 00 p.m., August 12, 2008
- (3) Contact Information :  
 Bidding Services Planning Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301  
 Telephone. 048-830-2263

### 埼玉県告示第八百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上田 清司

#### 一 意見の概要

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ららぽーと新三郷、(仮称)コストコホールセール新三郷倉庫店  
 三郷市半田字西千百九十三の十三外

##### ロ 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

##### 駐車場対策について

・新規オープン時の駐車対策を万全に行ってください。

##### 騒音の発生に係る対策について

・荷捌き場内における騒音等の苦情対応について責任者を配置し、誠意を持って迅速に対応するようお願いいたします。

・アイドリングストップについては、看板設置の協議を要します。

##### 廃棄物処理に係る対策について

・廃棄物の抑制と、適正な処理(資源の再利用、分別、保管、収集、運搬)を常態とし、環境負荷の低減に努めてください。

##### 青少年の保護・育成に係る対策について

・施設周辺にある学校(彦成中学校、桜小学校)の登下校時における安全確保について、ご配慮願います。

・施設内及びその周辺において、青少年の健全育成や防犯、安全面について、十分なご配慮願います。

##### 地域商業振興に係る対策について

・商工会や商店会など商工団体への加入や市内事業者との取引促進、地元雇用の拡大などを通じて、地元事業者との連携・協力を図りながら、地域活性化に積極的に貢献していただきたい。

その他

・イベントや地元まちづくりへの参加・協力などにより、地域と一体となつたコミュニケーション意識の醸成に努めていただきたい。

二 縦覧期間

平成二十年七月一日から平成二十年十一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県東部地域振興センター

埼玉県告示第八百九十八号

平成四年埼玉県告示第四百二十四号(保安林の指定の解除予定)に係る保安林については、保安林の指定を解除する予定がなくなったので、次のとおり告示する。

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 解除予定告示の取消しに係る保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的耕地の防風
- 三 解除予定告示の取消し理由
- 解除目的の変更

埼玉県告示第八百九十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 組合の名称
- 三芳町北松原土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
- 平成三年四月三十日から  
平成二十四年三月三十一日まで
- 三 施行地区
- 三芳町大字藤久保字富士塚の一部、字浅間後元上南畑分の一部、字富士塚元上南畑分の一部、字北松原元上南畑分の全部、字上荒久元上南畑分の一部、字永久保元上南畑分の一部。
- 四 事務所所在地
- 三芳町大字藤久保三八五一番地
- 五 設立認可の年月日
- 平成三年四月三十日
- 六 変更内容
- 第十六条第三号及び第四十三条第二号の「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に変更する。
- 七 変更認可の年月日
- 平成二十年七月一日

埼玉県告示第九百号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 組合の名称
- 上尾市原市北部第二土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
- 昭和六十三年十二月十三日から  
平成二十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区
- 上尾市大字原市字九番耕地、字十番耕地、字十一番耕地、字十二番耕地、字十三番耕地及び字十八番耕地の各一部
- 四 事務所所在地
- 上尾市大字原市二二四〇番地一
- 五 設立認可の年月日
- 昭和六十三年十二月十三日
- 六 変更認可の年月日
- 平成二十年七月一日

埼玉県告示第九百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、狭山市計画都市再開発の方針を決定した。

なお、当該決定に係る図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課及び狭山市まちづくり推進部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号
- 平成二十年六月十六日  
指令行整第一九〇〇七四一号
- 二 検査済証番号
- 平成二十年六月二十五日第二十号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
- 北埼玉郡騎西町大字上種足字七番一五八五―一、一五八五―二、一五八六一―一、一五八六一―四、一五八六一―七、一五八六一―一、一五八六一―三
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 北埼玉郡騎西町大字上種足一五七八―一口
- 野崎 輝彦

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九

十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年二月二十一日

第一九〇一五三〇号

二 検査済証番号

平成二十年六月二十四日

第二〇〇〇二八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字中道北七五

七二三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町の輪五丁目八番四

グランドール浅黄二〇六

松田英昭 松田真理

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年六月九日

第二〇〇〇二三〇号

二 検査済証番号

平成二十年六月二十五日

第二〇〇〇二二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字平沼字一丁田一一

七八一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字上伊草一五二七一

一七 グリーンヒルズB一二〇二

柿沼 聡 柿沼 裕美

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年四月二十一日

指令杉整第一九〇二五九〇号

二 検査済証番号

平成二十年六月二十四日

杉整第四六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字三箇字大蔵一四

〇二一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

蓮田市大字閩戸四〇七一五三

三浦 勝

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む。)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番二号 〇四八―八二四―二二二二(代表)
印刷所	埼玉県浦和サークルサービスセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三二二一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)